

忙しいあなたに最適！

自治体債権管理に関する疑問解決の糸口はこの一冊から！

裁判例から読み解く

自治体の債権管理

青田悟朗【著】 前川拓郎【監修】

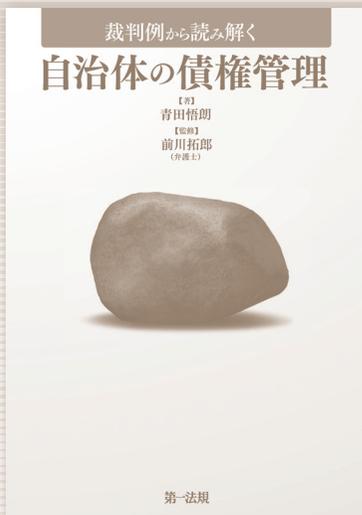
債権管理の実務を行う上で、
必ず参照すべき重要な判例・裁判例を網羅！

複雑な問題を読み解くための要点を解説するとともに、
参考条文、行政実例、通知等の関連情報も充実！

忙しい自治体職員も
効率よく重要な情報を素早く入手！

「債権管理の手法」や「住民監査、損害賠償を請求された事例」など、実際の
実務の疑問について、判例・裁判例を基点に、疑問解決の糸口まで導きます！

A5判・240頁 定価 本体2,800円+税



はしがき (抜粋)

自治体債権管理に関しては、東京弁護士会、大阪弁護士会をはじめとする各種解説書が出版されるようになり、債権管理に取り組む自治体職員にとって喜ばしいことであり、実務面でもより進んできたことを実感します。筆者として債権管理に関する研修会で説明する度に、時効に限らず、沢山の裁判例が出されていることに気付き、裁判例を分析することは実務上にも十分に資するとの思いから、また、自治体債権管理に特化した判例集は類書がみられないことから、この度、このような裁判集を出させていただくことにした次第です。

本書では最高裁の判例を中心とすることは、もちろん、下級審レベルでも理由が分かりやすく、実務に資すると思われる点から取り上げることにしました。

行政実例についても取り上げ、参考文献についても裁判例の論評はもちろん、判決理由について該当する箇所を広く取り上げ、読者の利便に資するよう参考条文を付けました。

さらには、拙著の「改訂版自治体のための債権回収Q&A現場からの質問」(第一法規刊)の該当部分を付けることによって、より効果的に理解できるようにしました。

本書の監修に当たっては、Q&Aでも監修していただいた大阪弁護士会の前川拓郎弁護士にお願いしたところ、快く引き受けいただき、詳細にご指導いただいたことを感謝いたします。

平成28年3月 青田 悟朗



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

1 債権の性質

水道料金の性質/住宅使用料の性質/公営住宅法の入居決定は行政処分である/市営住宅入居者への収入超過認定及び付加使用料納付通知は、私法上の意思表示である/公立病院診療債権の性質/地方公務員の日直手当請求権/補助金の支給の性質/条例による乳幼児医療費助成の処分性/障害者自立支援法29条による支払決定は行政処分ではない/労働者災害補償保険法による労災就学援助費の決定は行政処分である/借地権確認土地引渡請求事件/生活保護費返還金の性質/商法の時効と不当利得/下水道使用料の性質/第三者行為損害賠償請求権の性質/弁済供託の性質/自動車損害賠償保障法に基づく填補金請求権/廃棄物処理手数料は自治法227条の手数料である/大学と学生の在学関係/水道料金の減免は行政処分に当たる/立替金支払請求権(求債権)には短期消滅時効は適用されない/ホテルディナーショー代金債権の時効/民法724条の短期消滅時効の趣旨/利息制限法を超えた利息の不当利得返還請求権は、商行為による場合でも、10年の消滅時効になる/マンション管理費の時効は民法169条に該当する/NHK受信料の消滅時効期間

2 時効

時効完成後に納税義務を承認しても効力はない/時効の援用は裁判外でもなし得る/時効援用権の喪失/誤信させたことによる時効援用権の喪失/時効完成後の債務につき一部弁済の有効性/債務承認後の時効進行/時効完成した債権の相殺/相殺適状の要件/相殺の撤回をしても時効中断は生じず/時効による債権消滅の効果/第三者弁済は債務者承認の下で時効中断する/債権者は時効援用できない/催告を繰り返しても時効中断されない/催告6か月以内の承認は時効中断する/国税徴収権の消滅時効の中断と民法153条の準用の有無/主債務の時効が10年に延長された場合の保証債務の時効/時効10年延長後の差押えによる時効期間/10年延長後の弁済による消滅時効期間/主債務者の破産と保証人の時効援用/破産と法人の債務/他人の債務のために自己所有物に抵当権を設定した者は、右債務の消滅時効を援用することができる/保証人は主たる債務の時効を主張して保証債務の消滅を主張できる/保証人のした債務の承認は主債務者に対する時効中断の事由にならない/1人の時効の援用は他の者に及ぶことはない/保証人の1人に対する債務免除は他の保証人に及ばない/破産手続において保証人が債権者に弁済した場合、求債権は時効中断する/保証人が主債務を相続した場合は保証債務の弁済であっても主債務の承認になる/保証人は保証債務を完全に支払った後、主債務の時効の援用はできない/一部納付による時効中断/利息の支払いは時効中断の効力ある債務の承認である/期限の利益喪失事項のある契約につき消滅時効の起算点、執行に着手して差し押えるべき物がなくても時効中断を生ずる/滞納処分と時効中断の効力/動産執行による時効中断の効力/未成年者の債務承認/遅延損害金の時効/利息の時効/あらかじめ相殺の意思表示を要しないとした約定書は承認に該当しない/仮差押えと時効中断の効力/税の減額と介護保険料の減額

3 債権管理の手法

滞納処分ができる債権は裁判所による徴収手段は使えない/差し押さえるべき財産がないときは時効中断のために訴訟が認められる/債権管理に関する自治体の裁量/履行延期特約に延納利息を付さない条件は違法/自治法236条2項の意味/国のする私債権の納入告知による時効中断/告知は最初のものに限り時効中断する/督促状の発行及び差押え時期は訓示規定である/督促の法的効果/税における督促は行政処分である/充当は行政処分であり、督促は滞納処分的前提である/督促状を発行せず督促手数料を徴収したことは違法である/増額更正された場合の延滞税の発生/保証人の責任の範囲/公営住宅明渡の要件/国民健康保険法5条の「住所を有する者」の判断要素/日常生活債務の範囲/給水停止の適法性/交付要求の性質/差押禁止財産と預金口座/児童手当の差押え/債権差押による時効中断/不服申立てに関する議会の諮問/教示を怠った場合の審査請求期間の進行/生命保険解約返戻金の取立請求/借借書に記載したみすみ送達の有効性/免責債権につき支払合意することは無効/差押財産の解除の要否/執行停止による免除は更正処分及び加算賦課決定も消滅する/相続による債務は分割債務である/「地方税の滞納処分の例」の範囲

4 住民監査、損害賠償を請求された事例

過料を科さないことは公金の賦課・徴収を怠る事実でない/市民税の徴収権を時効消滅させたことによる怠る事実の認定/遅延損害金徴収を怠ったことに対する損害賠償/自動車販売店占用料の損害賠償又は不当利得返還請求権/損害賠償請求権に対する「怠る事実」の要件/固定資産税滞納処分の裁量/不動産取得税延滞金徴収/特別土地保有税の滞納処分による職務上の義務/市税債権を督促、差押え等の時効中断措置をとらず時効完成したことは是非/特別土地保有税の時効消滅させたことによる損害賠償/特別土地保有税の事務引継ぎに怠る損害賠償/国保料の滞納処分を行わず分割納付誓約したことは違法ではない/保育料等不納欠損に対する損害賠償請求/債権管理条例の債権放棄に対する損害賠償請求/未収債権の不納欠損に対する住民訴訟/催告後6月内に時効中断しなかったことによる管理懈怠/債権放棄の議決の違法性/生活保護法78条による返還金に対する損害賠償

5 情報共有、守秘義務

弁護士法23条の2の照会に応じて前科及び犯罪経歴を報告したことは公権力の違法な行使に当たる/弁護士照会と税理士の守秘義務/公営住宅法と地方税法の関係/公務員の守秘義務/滞納処分としての差押処分取消、調査権の範囲/公務員の守秘義務と利用関係

6 その他

支払督促と議会の議決の関係/訴訟等における議決の意義/和解の範囲/給と支払いの相殺/下水道使用料と損害賠償請求権との相殺/税の充当は行政処分に当たる/公営住宅の入居の地位は承継の対象とならない/義人に対する勝訴判決により同居家族を退去させることができる/迷惑行為に対する明渡請求/不法占拠に対する損害賠償請求/明渡請求の際の近傍同種家賃による請求/応能応益家賃導入の是非/路上喫煙防止条例に基づく過料処分/過料の範囲/検査章の呈示/課税後に登記簿の所有者が変更されても不当利得とはならない/真実の所有者を知っていても登記簿上の課税は適法/地方税法の課税免除と減免/審査申出、取消訴訟等を経ていない国家賠償請求の可否/地方税法の過納金還付は民法の不当利得の特則である/公示送達要件/免職処分の県公報への掲載は処分通知と同様の効果である/法令解釈を誤ったとして損害賠償を求めた事例/法令解釈が分かれるものにつき担当者の過失の有無/租税法関係における信義則の法理の適用/地方税法17条の6第3項3号にいう決定、裁決又は判決があった場合の意義/施設分担金支払債務不存在確認請求事件

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索



キリトリ線

申込書 (第一法規)

裁判例から読み解く 自治体の債権管理

●定価3,024円(本体2,800円) [コード055327]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社と取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願いします。

(いずれかを✓で選択ください。) □代金引換により支払います。 □現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者へ現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
3万円以下の場合、400円+税	
10万円以下の場合、600円+税	

平成 年 月 日

〒	—
ご住所	
機関名	部署名 <input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 私用
フリガナ	TEL — —
ご氏名	様 印 E-mail @

お客様よりお預かりしたお名前・住所等の個人情報は、商品や代金請求書の発送、アフターサービス、弊社商品・サービスのご案内のために使用いたします。ご同意のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除を希望される場合は、フリーダイヤルにてご連絡ください。お客様よりお預かりした個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。 フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
TEL FAX.0120-302-640

書店印